

失格判断基準（工場製作を含むもの）

「愛媛県建設工事低入札価格調査制度実施要綱」第7条の定めにより同要綱別表2に掲げる失格判断基準について、工場製作を含む工事にあつては以下のとおりとする。

なお、使用する積算基準、積算体系によって各費目の計上の仕方が異なるので、失格判断基準の算定にあつては、工事の積算内容により判断すること。

1 鋼橋製作・架設工事

工場製作のみ	
直接工事費	設計金額における直接工事費の90%未満
間接労務費	設計金額における間接労務費の80%未満
工場管理費	設計金額における工場管理費の80%未満
一般管理費	設計金額における一般管理費の30%未満
架設工事のみ	
直接工事費	設計金額における直接工事費の90%未満
共通仮設費	設計金額における共通仮設費の80%未満
現場管理費	設計金額における現場管理費の80%未満
一般管理費	設計金額における一般管理費の30%未満
工場製作+架設工事	
直接工事費	設計金額における直接工事費の90%未満
間接労務費 共通仮設費	設計金額における間接労務費及び共通仮設費の合計額の80%未満
工場管理費 現場管理費	設計金額における工場管理費及び現場管理費の合計額の80%未満
一般管理費	設計金額における一般管理費の30%未満

※ 各費目毎に所定の率を乗じ、円未満は切捨てとする。

2 機械設備等製作・据付工事（機械設備を含む工事）

製作のみ	
直接製作費	設計金額における直接製作費の90%未満
間接労務費	設計金額における間接労務費の80%未満
工場管理費 設計技術費	設計金額における工場管理費及び設計技術費の合計額の80%未満
一般管理費	設計金額における一般管理費の30%未満
据付工事のみ	
直接工事費	設計金額における直接工事費の90%未満
共通仮設費	設計金額における共通仮設費の80%未満
現場管理費 据付間接費 設計技術費	設計金額における現場管理費、据付間接費及び設計技術費の合計額の80%未満
一般管理費	設計金額における一般管理費の30%未満
製作+据付工事	
直接製作費 直接工事費	設計金額における直接製作費及び直接工事費の合計額の90%未満
間接労務費 共通仮設費	設計金額における間接労務費及び共通仮設費の合計額の80%未満
工場管理費 現場管理費 据付間接費 設計技術費	設計金額における工場管理費、現場管理費、据付間接費、設計技術費の合計額の80%未満
一般管理費	設計金額における一般管理費の30%未満

※ 各費目毎に所定の率を乗じ、円未満は切捨てとする。

3 電気通信設備等製作・据付工事（機器単体費を含む工事）

機器単体費のみ	
直接製作費	設計金額における直接製作費の90%未満
間接労務費	設計金額における間接労務費の80%未満
工場管理費	設計金額における工場管理費の80%未満
一般管理費	設計金額における一般管理費の30%未満
※機器単体費として一式計上し、上記費目に分離できない場合	
機器単体費	設計金額における機器単体費の81%未満
工事費のみ	
直接工事費	設計金額における直接工事費の90%未満
共通仮設費	設計金額における共通仮設費の80%未満
現場管理費 機器間接費	設計金額における現場管理費及び機器間接費の合計額の80%未満
一般管理費	設計金額における一般管理費の30%未満
機器単体費+工事費	
直接製作費 直接工事費	設計金額における直接製作費及び直接工事費の合計額の90%未満
間接労務費 共通仮設費	設計金額における間接労務費及び共通仮設費の合計額の80%未満
工場管理費	設計金額における工場管理費、現場管理費、機器間接費の合計額の80%未満
現場管理費 機器間接費	
一般管理費	設計金額における一般管理費の30%未満
※機器単体費として一式計上し、上記費目に分離できない場合	
機器単体費	設計金額における機器単体費の81%未満
直接工事費	設計金額における直接工事費の90%未満
共通仮設費	設計金額における共通仮設費の80%未満
現場管理費 機器間接費	設計金額における現場管理費及び機器間接費の合計額の80%未満
一般管理費	設計金額における一般管理費の30%未満

※ 各費目毎に所定の率を乗じ、円未満は切捨てとする。